

総務産業常任委員会会議録

1. 開催年月日 令和3年3月12日(金) 午前9時00分～午前9時17分
2. 開催場所 3階:第1委員会室
3. 出席委員 (7名)
委員長 北 守 副委員長 山路 善己 委員 奥川 直人
委員 山口 和宏 委員 中西 友子 委員 前川さおり
委員 谷口 和也
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 中西 章
総務政策課長 中西 元 税務住民課長 田村 優 保健福祉課長 奥野 良子
建設課長 中村 元紀 上下水道課長 真砂 浩行 税務住民課生活環境室長 山口 成人
税務住民課長補佐税務担当 梅前 宏文 保健福祉課長補佐 中野 雄広 建設課長補佐都市計画担当 松田 臣二
上下水道課長補佐業務担当 山本 陽二
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 山下 健一 書記 宮本 尚美
7. 会議録署名委員
谷口 和也 委員 前川さおり 委員
8. 議事日程
第1 議案第2号 玉城町債権管理条例の制定について

(午前9時00分 開会)

委員長 挨拶

○委員長(北 守) おはようございます。

ただ今の出席委員数は7名で定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会します。

本委員会に町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

開会にあたり、町長より挨拶があります。

(「議長」と呼ぶ声あり)

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 総務産業常任委員会に付託の条例改正、条例制定等についてのご審査を賜ります。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(北 守) 本日は、本委員会に審査付託されました議案1件の審査を行いま

す。

はじめに会議録署名委員の指名をします。

本日の会議録署名委員は、谷口和也委員、前川さおり委員の2名にお願いします。

◆第1 議案第2号 玉城町債権管理条例の制定について

○委員長（北 守） それでは、議事にはいります。

議案第2号 玉城町債権管理条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

○委員長（北 守） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

奥川委員。

○委員（奥川 直人） これを通じて期待する効果と言いますか、目的とほぼニアリーになるとは思いますが、現状からみた効果についてお聞きします。

○委員長（北 守） 税務住民課長 田村 優君。

○税務住民課長（田村 優） 各担当での債権の保全でありますとか、処分等に対する法的な知識が不足しているところがございますし、あと、未収金の解消に対する時間、労力自体が十分な体制で行われていないところがございますので、そこを解消するためにできるかぎり集約をして、解消しようするものでございます。

また、債権処分の最終処分にかかる手続きについて、全庁的に法的に明確な基準を持って処理したいと考えていますので、これに基づきまして、整備を行うことで滞納整理をより一層進めていきたいと考えています。

○委員長（北 守） 奥川委員。

○委員（奥川 直人） わかりました。過去からルールが統一されていないし、税もあれば料もあって、統一がされていない、これは長年の課題であって、徴収については庁舎内で田間副町長中心に過去からずっとやってこられたんですが、しっかり徴収するためのルールが決まり基準が設定されて、過去からのツケがなくなるんだらうなというふうに思います。こういうことは他の市町でもやっているのか、玉城町独自のものなのか、ご認識をお聞きします。

○委員長（北 守） 税務住民課長 田村 優君。

○税務住民課長（田村 優） 全国の状況でございます、令和3年1月現在ですが、やっておりますのが全国で3分の1の自治体がされて、三重県におきましては29市町中、8市が条例制定済でございます。

○委員長（北 守） 奥川委員。

○委員（奥川 直人） こういうことが制定をされましたということで、当然、住民のみな様には、健全に払っていただいている方も、ちょっとお忘れになっている方も、税について知っていただくことは非常に大事なんで、また、玉城町はいろんな意味でこれから人口も増えてくるので、玉城町に今後住まわれる方、そして今、住まわれている方に対して、また、周辺の玉城町に住みたいなという方に対して、玉城町は税に対して、こんな公平な健全なルールを作っているんだというふうなことはみな様にお示しをして、ルールをしっかりと認識したうえで、玉城町でしっかり生活していただく。公平な支払いをしていただきたいなと思っているんですが、これをどんな形で周知されようと思っているのでしょうか。

○委員長（北 守） 税務住民課長 田村 優君。

○税務住民課長（田村 優） 周知につきましては、お認めいただきましたら、広報ならびにホームページ等で公表をさせていただく予定ですので、よろしくお願ひします。

○委員長（北 守） 山路委員。

○委員（山路 善己） 一言で言えば、昨年度の決算で、家具屋さんが破産して徴収できなかった分は不納欠損しましたけれども、それらは時効を待たずして、たとえば、14条に該当する、企業とか事業は破産した年度に処理をしたり、個人でも合理的な理由があった人については徴収できる人は、その都度、その都度、不納欠損ということではなくて、その都度その都度、欠損処理をしていく、こういう解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（北 守） 税務住民課長 田村 優君。

○税務住民課長（田村 優） 税につきましては、地方税法なり国税徴収法がございますので、そのへんについては、現在のところでも、条例がなくても、そういう措置はできます。今回、条例を挙げております債権管理条例につきましては、私債権の部分、たとえば、町でいいますと水道料とか住宅使用料、貸付金等の債権について、税法と同じようにしようということです。こういう理解をお願いします。

○委員長（北 守） 山路委員。

○委員（山路 善己） それらも合理的な理由があれば、事項を待たずにして、欠損処理をするということですか。

○委員長（北 守） 税務住民課長 田村 優君。

○税務住民課長（田村 優） 私債権につきましては、従来ですと裁判なりを経ないと時効の援用とかできませんでしたが、今回この条例を制定することで、債権者が破産したときは、時効の期間を満了したときは債権放棄を適切にさせていただこうとするものです。

○委員長（北 守） 谷口委員。

○委員（谷口 和也） 他の自治体をみますと延滞金の規定というがある自治体がございます。その理由として正規に払っている方と遅れた方との違いを明確にするために延

滞金を決めていますという条例がいくつがあったんですけども、この延滞金という項目が出てないんで、町としては延滞金の徴収を考えてないのかお聞きしたいんですが。

○委員長（北 守） 上下水道課長 真砂浩行君。

○上下水道課長（真砂 浩行） 第12条をご覧ください。そこに遅延損害金という項目があると思うんですが、これを延滞金という理解でお願いしたいと思います。

○委員長（北 守） 税務住民課長 田村 優君。

○税務住民課長（田村 優） 延滞金の条例につきましては、別途条例がございますので、そこを援用させていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（北 守） 真砂課長。

○上下水道課長（真砂 浩行） 谷口委員の延滞金というご質問でございましたけれど、延滞金が私債権についても発生するのかどうかということで説明させていただいたことですが、第12条をご覧ください。第2項、町長等は履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金、この損害賠償金が延滞金というふうな解釈でお願いしたいと思います。言葉足りずで申し訳ございません。もう一つ田村が言いました話でございますが、延滞金の割合というふうな話云々は民法と一緒ということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（北 守） 奥川委員。

○委員（奥川 直人） 私も谷口委員が言われまして。支払いができない場合にどれくらいの延滞金がつくのか、一般の方に示すには、例えば、こんなもの発生しますよということを入れたほうが揉めやんでもいいのかなと、理解しにくい部分がありますので、住民の目線でわかるようにしていただけるとありがたいと思います。

○委員長（北 守） 他にございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 和也） 文章のところどころに出てきますが、これが条例に出てくる文言か教えてほしいのですが、例えば10条に「相当の期間を経過しても履行されないとき」とありますが、相当の期間というとは住民にとって理解されないと思うのですが、では3カ月が相当の期間に相当するのか、1年が相当の期間に相当するのか、よくわからないのですが、他の自治体のこういう条例をみても確かにあるのですが、こういう書き方で本当にいいのでしょうか。

○委員長（北 守） 税務住民課長 田村 優君。

○税務住民課長（田村 優） 「相当の期間」といいますのは、この条例のほかにも規則を定めておまして、この規則の中で期間をうたっておりますので、ご理解いただきたいと思います。規則につきましては、またお配りしたいと思いますのでよろしくお願ひします。今回の相当期間は1年間でございます。

○委員長（北 守） 他にございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 和也） そういう期間を定めたものを一緒に発行するという理解でよろし

いでしょうか。

○委員長（北 守） 税務住民課長 田村 優君。

○税務住民課長（田村 優） 同じように広報させていただきます。

○委員長（北 守） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（北 守） これで本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（北 守） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

○委員長（北 守） 挙手全員です。

したがって、議案第2号 玉城町債権管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終わりました。

これで総務産業常任委員会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（北 守） 異議なしと認めます。

これで総務産業常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前9時17分 閉会）